

補 足 説 明 書

- 1 工 事 名 大石田小学校（主体）建築工事
- 2 発 注 者 大石田町長 庄 司 中
- 3 設計・監理者 株式会社 平吹設計事務所
- 4 工 事 場 所 大石田町大字大石田 地内
- 5 工 期 着 工：契 約 締 結 の 日
完 成：令和9年1月31日
- 6 工 事 範 囲 図面及び仕様書による。
優 先 順 位 (1) 質疑応答書 (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書
(4) 設計図書 (5) 標準仕様書
- 7 閲 覧 用 図 書 (1) 補足説明書 P D F データ
(2) 設 計 図 書 意匠図・構造図 P D F データ
(3) 設計内訳書（金抜） 建築主体 P D F データ
- 8 閲 覧 方 法 電子閲覧で実施する。
E-Mail： kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp
(1) 表題に「大石田小学校（主体）建築工事閲覧希望」と明記する。
(2) 別紙「設計図書等電子閲覧申込書」を提出する。
※以降、本町より返信する。
- 9 入 札 日 時 (1) 日 時 令和7年5月29日（木）午前10時00分
(2) 場 所 大石田町役場 3階 大会議室
(3) 備 考 入札時に工事費内訳書提出すること。
※設計内訳書（金抜） I 建築 No.1 参照
- 10 支 払 条 件 請負契約による。
- 11 現場代理人及び技術者の選定
【建築主体工事】
主任技術者（監理技術者）は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、発注者が適当と認められる者。尚、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）については専任常駐とする。

1 2 そ の 他

- (1) 工事施工においては、大石田中学校生徒及び教職員、近隣住民に影響及び損害が生じないように努めること。影響が生じる場合は事前に対策を講じること。
また、損害が生じた場合は受注者の責任において賠償すること。
- (2) 工事施工において、鉄道近接工事が生じる場合はすみやかに J R 東日本と協議すること。
- (3) 工事施工に伴う騒音、振動及び道路使用損傷等の対策は受注者の責任において行うこと。
- (4) 工事施工に必要な関係官公署等への申請及び届出手続等については、工事の進捗に影響の無いように受注者の責任において作成し、事前に発注者に報告のうえ遅滞なく提出すること。
- (5) 関係法令等に基づく工事関係図書（データを含む。）は、工事施工の目的外の用途に使用しないこと。
- (6) 契約締結後、設計図面を製本し発注者に提出すること。（部数は発注者との協議による）
- (7) 会計検査又は行政検査等に必要な書類の作成、及び検査の結果、手直し工事が発生したときは、受注者の責任で措置すること。
- (8) その他記載のない事項については、発注者と協議のうえ実施すること。
- (9) 建設発生材処分は、場所の決定及び調書を作成し、監理者に確認の上保管すること。

1 3 提 出 書 類 ※必要な費用は全て受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、工事着手前に、監理者と協議を行った後、下記書類を提出し、発注者より承認を得ること。尚、標記の無いものは原則として 3 部提出すること。

【提出書類】

- ①工事請負仮契約書 2 部
- ②請負金額内訳明細書
- ③工事工程表
- ④工事着工届
- ⑤主任（監理）技術者・現場代理人届（経歴書付）
- ⑥仮設計画図
- ⑦施工計画書（各工事毎で工事着手前）
- ⑧使用機器メーカーリスト
- ⑨協力業者名簿承認願
- ⑩設計図 A 1 版二ツ折り製本一式 3 部
- ⑪縮小版 A 3 版二ツ折り製本一式 6 部（工事監理用共）
- ⑫その他発注者

- (2) 本工事施工者は、工事竣工時に下記引渡書（A 4 版差込式ファイル入）を 3 部提

出する。

【完成書類目録】

- ①完成通知書
- ②工事目的物引渡書及び受領書
- ③官公庁の許可及び届出書類
- ④鍵・備品引渡書及び受領書
- ⑤工事工程写真
- ⑥工事進捗月報（打合せ議事録含む）
- ⑦検査試験一覧表
- ⑧協力業者一覧表
- ⑨保証書一覧表
- ⑩その他

（３）その他この提出書類に記載のない提出物について必要な場合は、発注者及び監理者との協議により提出すること。

担当課 大石田町教育委員会 教育文化課 学校教育グループ
TEL 0237(35)2111 （代） FAX 0237(35)2118